

我が国国民経済計算の次回基準改定に向けて

1 はじめに

国民経済計算体系（SNA）は、一国の経済について、生産に始まり、分配、支出という經常取引、資産・負債の取引、ストック残高に至るまで、包括的、整合的、統一的に記録する統計であり、国際的に合意された基準に基づき、各国政府が作成しているものである。我が国の国民経済計算（以下「JSNA」という。）は、内閣府（2000年以前は経済企画庁）において1966年以降作成されており、現在は、1993年に国連統計委員会で採択された「1993SNA」に準拠している。また、JSNAは、おおよそ5年に1度作成される産業連関表の対象年を基準年とし、当該産業連関表をベンチマークとして取り込んだ上で、各種の年次の基礎統計等を用いて、延長年の推計を行っている。これら一連のプロセスの中で、産業連関表やその他の大規模な基礎統計を取り込む作業は「基準改定」と呼ばれ、産業連関表の作成と同様に、約5年に1度の頻度で行われている。

JSNAの現行の基準は、「平成17年産業連関表」を取り込み、2011年末から2012年初に公表された「平成17年基準」であり、同基準への改定の際には、固定資産等の推計方法の抜本的な見直しとともに、国際基準に適合しJSNAの国際比較可能性を高めるための取組（例えば、間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）の導入、自社開発ソフトウェアの資本化、政府関係諸機関の分類基準の見直し等）も行われた¹。

一方、SNAの国際基準の最新版は2009年2月に国連統計委員会で採択された「2008SNA」となっており、主要先進国において、この2008SNAへの対応が進んでいる（後述2（1）②参照）。また、政府の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅰ期計画は2009（平成21）年3月閣議決定、これを引き継ぐ第Ⅱ期計画は2014（平成26）年3月閣議決定。以下「基本計画」という。）では、JSNAの国際比較可能性向上の観点から、2008SNAへの早期の対応が求められている。さらに、基本計画においては、2008SNAへの対応に加えて、供給・使用表の枠組み等の下でのJSNAの推計精度の確保・向上や、生産面や分配面といった四半期推計の情報提供の拡充等に係る施策も盛り込まれている。

これを受け、内閣府においては、現在総務省を中心に各府省庁で推計を行っている「平成23年産業連関表」等を取り込むJSNAの「次回基準改定」について、2016年中を目途に実施することを目指しており、同基準改定と併せ、2008SNAへの包括的な対応²を図ることとしている。また、基本計画で掲げられたその他の重要事項についても、可能なものは次回基準改定時、またはそれ以降のできるだけ早期に実施することを目指している。

こうした次回基準改定に係る重要事項については、内閣府の「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」（以下「JSNA研究会」という。）を通じて有識者の意見も聴取しつつ、検討を行ってきている。以下では、これまでの検討を踏まえ、2008SNAへの対応のあり方を中心

¹ 詳細は、内閣府「国民経済計算における平成17年基準改定の概要」（2011年11月）を参照。

² 上述のFISIMの導入や政府関係諸機関の分類基準の見直し等は2008SNAの勧告内容も踏まえたものとなっており、JSNAにおいては一部については既に平成17年基準改定で対応している。

に、JSNA の次回基準改定に係る基本的な方針について、現時点の考え方を示す。

2 2008SNA への対応の基本的な考え方

(1)2008SNA の概略と各国の対応

① 2008SNA とは

2008SNA は、従前の国際基準である 1993SNA の改定・拡張版と位置付けられる。1993SNA については、それ以前の基準であった 1968SNA に比べ、勘定体系の再構成を含む抜本的・包括的な改定が行われたのに対し、2008SNA については、1993SNA からの変更事項の数が計 63 項目と多岐にわたる一方、体系としては 1993SNA に立脚しながら、1990 年代以降の経済・金融環境の変化を織り込んだ漸進的な改定を多く含んだものとなっている。また、2008SNA では、国際収支マニュアル（以下「BPM」という。）や政府財政統計マニュアル（以下「GFSM」という。）等関連する他の統計に係る国際基準との整合性がより図られるとともに、国際会計基準（IAS）との親和性も意識されたものとなっている。

こうした 2008SNA における 1993SNA からの変更として勧告されている事項は、主に以下の 4 つの分野に集約される³。第一は、**非金融（実物）資産の範囲の拡張等**であり、具体的には、研究開発（R&D）や兵器システムへの支出の総固定資本形成、並びにそれらのストックの固定資産への計上（以下「資本化」という。）、所有権移転費用の範囲の明確化や記録方法の精緻化とともに、従来の「無形固定資産」に代わり、R&D を含む「知的財産生産物」を定義することを含む非金融資産の分類変更等が行われている。また、生産性分析に資する資本サービス概念の導入等も盛り込まれている。

第二は、**金融セクターのより精緻な記録**である。具体的には、金融市場の発展に対応して金融資産の内訳分類や金融機関の内訳部門を改定するとともに、雇用者ストックオプションの記録、非生命保険における巨大災害に係る保険金の記録の精緻化や、債務保証のうち事故率に大数の法則が働くような保証（定型保証）に係る記録の非生命保険との整合性の確保、確定給付型の企業年金等に係る年金受給権の発生主義に基づく記録等が掲げられている。

第三は、経済の**グローバル化への対応**である。具体的には、国際的な分業等企業の経済活動のグローバル化が進行する中で、国際収支の記録に係る最新の国際基準である BPM 第 6 版（以下「BPM6」という。）と整合的な形で、財貨の輸出入の記録について所有権移転原則を貫徹する等の変更が行われている。

第四は、**一般政府や公的企業に係る取扱いの精緻化**である。具体的には、一般政府や公的企業への分類基準の明確化とともに、一般政府と公的企業との間の例外的な資金の受払の取扱いや、PFI 等官民パートナーシップにより創設された固定資産の取扱いの精緻化等が含まれている。また、公的金融機関に分類される中央銀行の産出額の計測方法についても詳細化が行われている。

³ このほか、2008SNA マニュアルの序文（preface）においては、以下の 4 つの分野とともに、インフォーマル部門の捕捉の向上も挙げられている。

② 各国における対応

主要先進国の状況を見ると、多くの国で既に 2008SNA への対応を終えている、または近い将来に対応する予定にあるという状況になっている。具体的には、2009 年末にはオーストラリアが各国に先駆けて 2008SNA に包括的に対応したほか、2012 年秋にはカナダが一部対応⁴を実施した。また、2013 年夏には米国の国民所得生産勘定（NIPA）において 2008SNA の主要な勧告を取り入れた。また、欧州統計局（EUROSTAT）が 2008SNA に対応する欧州連合の体系である ESA2010 を 2013 年に公表したことを踏まえ、2014 年秋には英国、フランス、ドイツを含む欧州連合加盟各国がこれに対応する予定となっている。

既に一部または包括的に 2008SNA に対応している国では、R&D の資本化、兵器システムの資本化⁵といった国内総生産（GDP）水準に影響がある勧告項目については積極的に対応している。また、2008SNA への対応に伴う名目 GDP 水準への影響としては、GDP 比でみておおよそ 2～4%ポイントのレンジでの押し上げ効果があるとされる。

国	対応時期	名目 GDP 水準への影響	
		GDP 比	期間
オーストラリア	2009 年 12 月	2.5～4.4%ポイント増加	1998-99～2008-09 年度
カナダ	2012 年 10 月	2.3～2.6%ポイント増加	2007～2011 年
米国	2013 年 7 月	3.0～3.6%ポイント増加	2002～2012 年
英国	2014 年秋予定	1.6～2.3%ポイント増加	1997～2009 年

(2) JSNA の次回基準改定で目指す主な対応

① 現行 JSNA において既に対応している事項

上述のとおり、JSNA の平成 17 年基準改定の際には、通常の基礎統計の取り込みに加え、SNA の国際基準への適合性を高める変更も行われた。その中では、今後の 2008SNA への包括的な対応に先立つ形で、一部の勧告事項への対応も行われた。具体的には、①政府関係諸機関について、2008SNA で明確化された分類基準に沿って、一般政府や公的非金融法人企業、公的金融機関への格付けが行われた⁶とともに、②2011 年 3 月の東日本大震災に係る地震保険金について保険者たる金融機関部門から保険契約者の属する制度部門（家計、非金融法人企業等）への資本移転として扱うこと⁷、③FISIM について、2008SNA で計測対象とされている金融資産・負債の範囲に沿って推計・導入したこと⁸、等の対応が行われ

⁴ カナダ統計局によると、2015 年ないし 2016 年にさらに 2008SNA への対応を行う予定がある。

⁵ 米国では、兵器システムへの支出については、1996 年当時から既に総固定資本形成として扱っている。

⁶ 詳細は、各論編の F01 の項を参照。

⁷ 詳細は、各論編の C04 の項を参照。地震保険金（各種特約等を含む）を資本移転に計上することに伴い、地震保険を含む非生命保険の産出額の計算上、控除項目である「非生命保険金」には地震保険金を含まない扱いとしている。

⁸ 詳細は、各論編の C02 の項を参照。FISIM が 1993SNA で導入された際には、自己資金による貸出から生じる利子の受取については、計測対象とはされていなかったが、2008SNA ではこれも含めて対象となった。また、1993SNA

た。また、固定資本減耗の価格指数について、当該資産の品質不変価格指数に基づく期中平均価格で測定するとの勧告等、JSNAにおいて従来から対応している項目もある⁹。

② 次回基準改定に向けた対応方針

2016年中を目途とするJSNAの次回基準改定に向けては、R&Dの資本化や兵器システム（防衛装備品）の資本化、所有権移転費用の精緻化等GDPに影響を与える項目や、一般政府の純貸出／純借入や家計貯蓄率といった主な計数への影響がある項目、また、既に2008SNAに対応している諸外国において導入されている項目といった観点から優先度を付した検討を行っている。また、雇用者ストックオプションの導入や、資本サービスの計測といった先進性の高い項目についても、優先的な検討を行っている。

以下、現時点において内閣府として、JSNAの次回基準改定において導入を検討している主要な2008SNA勧告項目について、対応に関する現時点での基本的な考え方等を示す。

（R&Dの資本化）¹⁰

1993SNAと2008SNAの違い

2008SNAにおいては、R&Dは知識ストックを増進させ、それを活用して新たな応用が生まれるようにするための創造的作業と位置付け、R&Dへの支出（フロー）について、何ら経済的利益をもたらさないことが明らかである場合を除いて、1993SNAのように中間消費ではなく総固定資本形成として扱うとともに、その蓄積の結果であるストックを固定資産のうち「知的財産生産物」の内訳項目の「研究・開発」として記録することを求めている。また、R&Dの産出額の計測に当たっては、市場で購入されたR&Dは市場価格で評価する一方、企業内研究開発等自己勘定で行われたR&Dは生産費用の総額で評価することとされている。なお、市場生産者のR&Dの産出を生産費用の総額で計測する場合は、生産に使用された固定資本の収益分をマークアップ（固定資本収益（純））として上乗せするとされている。

JSNA上の取扱い（現行及び次回基準改定での方針）

現行JSNAでは、R&Dの産出額については、研究開発サービスを主産物とする研究機関分のみを明示的に計測している（産出額の計測は生産費用の総額で評価している）¹¹。

これに対し、JSNAの次回基準改定においては、上述の2008SNAの取扱いを受け、R&Dをより広範かつ明示的に捕捉し、企業内研究開発や大学等における研究開発についても、R&Dの産出額として記録する。R&Dの産出額は、「科学技術研究統計（総務省）」（以下「SRD」という。）等から、下式のとおり生産費用の総額で評価し、うち市場生産者によるものは固定資本収益（純）を加算することを予定する。

では、FISIMというサービスを各利用者部門の消費に配分せず、その全額が名目上の産業によって中間消費されるという取扱いが認められていたが、2008SNAではこうした選択肢は廃止された。

⁹ 各論編の各項目を参照。項目の一部について対応しているものも含まれる。

¹⁰ 詳細は各論編のC01、D02の項を参照。

¹¹ 現行JSNAでは、企業内研究開発活動（内部使用研究費相当分）については、産出額を計上していない。また、一般政府、対家計民間非営利団体による研究開発活動（内部使用研究費相当分）については、生産費用の一部として、それぞれの産出額に内包されている。

R&D の産出額＝中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗
＋固定資本収益（純）¹²＋生産に課される税（控除）補助金

また、R&D への支出は、諸外国と同様、経済的利益をもたらすものと整理して総固定資本形成として扱う。一国全体では、R&D の産出額の総額に、「国際収支統計（BPM6 ベース）（財務省・日本銀行）」（以下「国際収支統計（BPM6 ベース）」という。）の「研究開発サービス」の支払（輸入）額を加え、同受取（輸出）額を控除した額となる。さらに、このように計測された R&D の総固定資本形成は、固定資産のうち「知的財産生産物」として蓄積される。

R&D を資本化するに当たり、その平均使用年数については、諸外国と整合的な範囲で設定することを検討する（例えば 10 年程度）。

なお、現時点での暫定的な試算によると、R&D の資本化によって、GDP の水準（名目）は、3.0～3.6%（2001 年～直近）押し上げられると見込まれる。ただし、あくまでも暫定的な試算値であり、結果は幅を持って見る必要がある（以下、暫定試算については同様の留意が必要）。

（特許等使用料のサービスとしての扱い）

2008SNA と 1993SNA との違い

R&D の資本化に伴い、2008SNA においては、1993SNA では無形非生産資産と位置付けていた特許実体は、R&D の成果として「知的財産生産物」の内訳項目の「研究・開発」に含まれる扱いとしている。また、ライセンスの下で使用が許諾された場合、ライセンシーからライセンサーへの使用料の支払については、1993SNA では全額サービスの支払いとして記録していたが、2008SNA においては、その支払形態等に応じて、サービスの支払(中間消費)または資産の取得(総固定資本形成)に対する支払として記録されるとしている。

JSNA 上の取扱い（現行及び次回基準改定での方針）

現行 JSNA では、特許権等は無形非生産資産として扱うとともに、これと整合的な形で、特許権等使用料は財産所得（賃貸料）の受払と位置付けている。JSNA の次回基準改定においては、R&D の資本化に対応することに伴い、特許権等は「研究・開発」に含まれるものと扱うとともに、ライセンシーからライセンサーへの特許等に係る使用料支払については、サービスの支払として扱うことを検討する（「特許等サービス」と呼ぶ）¹³。

なお、「国際収支統計」における特許等使用料（「産業財産権等使用料」）の受払をサービスの輸出入と記録することにより、GDP 水準を変化させる要因となると見込まれる。

なお、これにより、2001 年～直近では名目 GDP の水準は、0.1～0.3%程度押し上げられる。

¹² 固定資本収益（純）については、市場生産者の場合のみ加算する。

¹³ サービスの支払か資産の取得に対する支払かを分ける情報がないことから全てサービスの支払として扱うことを検討する。

(兵器システムの資本化)¹⁴

2008SNA と 1993SNA との違い

2008SNA においては、戦車や艦艇等の兵器システムは、政府による防衛サービスの生産に継続して使用されるものとして、これに対する支出（フロー）について、1993SNA のように一般政府による中間消費ではなく¹⁵、総固定資本形成として扱うこととされている（ストックは固定資産として記録）。また、ミサイルや爆弾等の 1 回限り使用されるものへの支出は、中間消費ではなく軍事在庫の在庫品増加として扱うこととされている。

JSNA 上の取扱い（現行及び次回基準改定での方針）

現行 JSNA では、防衛省関連支出については、1993SNA を踏まえ民間転用可能な施設の整備費を除き、一般政府の中間消費に計上されている（政府最終消費支出を構成）。これに対し、JSNA の次回基準改定においては、上述の 2008SNA の取扱いを踏まえ、**弾薬等 1 回限り使用される兵器への支出は一般政府による在庫品増加に、それ以外の 1 年以上にわたり使用される戦車や艦艇等への支出は「防衛装備品」として一般政府による総固定資本形成として記録することとする。**

防衛装備品を資本化するに当たり、その平均使用年数については、防衛省資料より実際の調達から退役までの平均期間として設定すること等を検討する。

なお、現時点での暫定的な試算によると、防衛装備品の資本化によって、GDP の水準（名目）は、0.1～0.2%程度（2005 年～直近）押し上げられると見込まれる¹⁶。

(所有権移転費用の扱いの精緻化)¹⁷

2008SNA と 1993SNA との違い

1993SNA では、資産の取得に係る所有権移転費用をその発生時に総固定資本形成として記録するとともに、その固定資本減耗は、所有権移転の対象となる資産の（資産寿命としての）使用年数にわたって記録される扱いであった。

これに対し、2008SNA では、資産の取得に加えて処分に係る所有権移転費用をその発生時に総固定資本形成として記録するとともに、これに係る固定資本減耗を対象となる資産の取得後、取得者が当該資産を保有すると予想される期間をかけて記録されることとしている。また、所有権移転費用の一部として、対象資産の使用年数の終了時に発生する、資産の解体や立地地点の原状回復に必要な費用である「終末費用」も明示的に認識されている。なお、これに伴う固定資本減耗については、他の所有権移転費用と異なり、同資産の取得後、当該資産の（資産寿命としての）使用年数にわたって記録されることとしている。

JSNA 上の取扱い（現行及び次回基準改定での方針）

¹⁴ 詳細は、各論編の D04 の項を参照。

¹⁵ 1993SNA では、民間転用可能なもののみ、これに対する支出を総固定資本形成に計上するとされていた。

¹⁶ 弾薬等の防衛貯蔵品への支出については、政府最終消費支出から一般政府の在庫品増加に振り替わるだけであるので GDP には影響がない。一方、戦車や艦艇等の防衛装備品への支出についても、政府最終消費支出から一般政府の総固定資本形成への振替えが行われるが、資本化により新たに固定資本減耗が発生することで、政府最終消費支出が増加することを通じて、GDP への影響がある。

¹⁷ 詳細は、各論編の D08 の項を参照。

現行 JSNA では、所有権移転費用（終末費用を除く）のうち、対象資産の設置費用や商業・輸送費、プラント建設に当たってのエンジニアリング業への支払は総固定資本形成に含まれ、対象資産の使用年数にわたって固定資本減耗として償却させている一方、その他の所有権移転費用については総固定資本形成としては扱っていない。

これに対し、JSNA の次回基準改定においては、**所有権移転費用のうち住宅と宅地の売買に関する不動産仲介手数料を新たに総固定資本形成（従前は中間消費）として記録**することを検討する。一方、非住宅建物の仲介手数料を含む他の所有権移転費用については、基礎統計の制約から総固定資本形成としての計上を見送る。また、所有権移転費用の固定資本減耗について、設置費用や商業・輸送費については基礎資料の制約により、また、プラント建設に当たってのエンジニアリング業への支払については対象プラントの平均使用年数が予想保有年数に等しいと整理し、それぞれ対象資産の使用年数にわたって記録する¹⁸。**新たに資本化する住宅等の不動産仲介手数料については、各種基礎統計から同一所有者の平均的な保有年数を推計、活用することを検討する。**

また、現行 JSNA では、終末費用は、資産の解体時点で建設活動の内数として総固定資本形成に記録され、解体時点以降、建設物の使用年数をかけて償却される（すなわち、解体時点以降も固定資産残高が残る）扱いとなっている。これに対し、次回基準改定においては、2008SNA が想定する終末費用のうち我が国の大宗を占める原子力発電施設の解体費用について、引き続き資産の解体時に総固定資本形成として扱うとともに、当該費用は資産の解体時ないし資産の取得時から解体時までに償却される扱いとすることを検討する。

なお、現時点での暫定的な試算によると、住宅等の不動産仲介手数料を資本化することにより、GDP の水準（名目）は、0.2%程度（2005 年～直近）押し上げられると見込まれる。

（中央銀行の産出の明確化）¹⁹

2008SNA と 1993SNA との違い

中央銀行の産出については、1993SNA では手数料受取や FISIM として計測するとされ、計測が困難な場合は生産費用の合計で評価されるとしている²⁰のみで明確な指針はなかった。これに対し、2008SNA では、中央銀行の産出を①FISIM（市場産出のみ）、②金融政策サービス（非市場産出のみ）、③金融機関監督等サービス（市場産出、非市場産出がありうる）に分け、非市場産出分については、生産費用の合計で計測され、これを一般政府が最終消費支出するものとして記録するとともに、一般政府の純貸出(+)/純借入(-)に影響しないよう、同額が中央銀行から一般政府に経常移転されたものと擬制するとされている。

JSNA 上の取扱い（現行及び次回基準改定での方針）

現行 JSNA においては、中央銀行の産出額は、生産費用の合計として計測し、ここから諸手数料を除いた部分は金融機関が中間消費したものと扱っている（FISIM の計測は行っ

¹⁸ 現行 JSNA では、プラント・エンジニアリングはフロー（総固定資本形成）では無形固定資産に分類され、ストック（固定資産残高）としては対象となる構築物（有形固定資産）に体化するものと扱っているが、次回基準改定では、所有権移転費用に該当するものと整理し、フローの段階から対象の構築物の総固定資本形成として扱うこととする予定。

¹⁹ 詳細は、各論編の C03 の項を参照。

²⁰ 生産費用で計測するというオプションは、1996 年に行われた 1993SNA 一部改訂で示された。

ていない。)

JSNA の次回基準改定においては、中央銀行の産出額については引き続き生産費用の合計で計測し、そのうち受取手数料を除く部分（金融政策サービス等）については、一般政府が最終消費支出するとともに、同額が中央銀行から一般政府に経常移転されるものと扱う。FISIM については、概念上は政府預金等が該当するが、規模が僅少であることや諸外国の取扱いとの整合性を踏まえ、計測・記録は行わないこととする。

なお、現時点での暫定的な試算によると、中央銀行の産出額の取扱いの変更により、GDP の水準（名目）は、僅かに（平均 0.04%程度）（2005 年～直近）押し上げられると見込まれる。

（一般政府と公的企業との間の例外的な支払の扱いの精緻化）²¹

2008SNA と 1993SNA との違い

一般政府と公的企業との間の例外的な支払（高額で不定期な支払）については、1993SNA では、公的企業が法人企業であるか準法人企業であるかによって計上項目が異なっていた。これに対し、2008SNA では、公的企業が法人企業であっても準法人企業であっても取扱いは統一し、①一般政府から公的企業への支払については、(i)公共政策の目的の結果として発生した累積損失を補填する支払は「資本移転」として、(ii)財産所得として確実な収益が見込まれ、そうした明確な商業的見通しのもとに行われる支払は「持分の追加」として、また②公的企業から一般政府への例外的な支払は、原則「持分の引出し」として、それぞれ記録されることとしている。

JSNA 上の取扱い（現行及び次回基準改定での方針）

現行 JSNA では、一般政府と公的企業との間の例外的な支払については、全て資本移転として記録している。

これに対し、JSNA の次回基準改定においては、2008SNA に沿って例外的支払の記録を行う。具体的には、一般政府と公的企業との間の「例外的な支払」を「特別な立法措置がとられるなど例外的・不定期な支払」であること（そのうち公的企業から一般政府への例外的な支払については、さらに「支払の原資が資産の売却や積立金の取崩しである」こと）を要件とし、資本移転、持分の追加または引出しとして扱うこととする。これにより、現行 JSNA で「資本移転」という非金融取引として記録している公的企業から一般政府への支払（例えば、財政投融资特別会計から一般会計等への繰入等）は、「持分の引出し」という金融取引として記録される。

こうした例外的な支払の扱いの変更によって GDP には影響はないが、一般政府の純貸出／純借入の水準を下方に押し下げる影響がある。

（雇用者ストックオプションの導入）²²

2008SNA と 1993SNA との違い

²¹ 詳細は、各論編の F04、F05 の項を参照。

²² 詳細は、各論編の E02 の項を参照。

企業が雇用者に対して付与する株式の購入権である「雇用者ストックオプション」(以下「ESO」という。)について、1993SNA では明示的な扱いは示されていなかったが、2008SNA では、権利付与時点から権利確定時点までの期間(行使待ち期間)については ESO の価値を雇用者報酬(賃金・俸給)に記録するとともに、同額を家計の金融資産、雇主企業の負債²³として記録し、権利確定時点から権利行使時点の期間(行使可能期間)は、「金融派生商品及び雇用者ストックオプション」という金融資産に振り替えた上で、家計の資産、雇主企業の負債として記録することとしている。

JSNA 上の取扱い(現行及び次回基準改定での方針)

現行 JSNA では、基礎統計である「資金循環統計(日本銀行)」(以下「資金循環統計」という。)と同様、ESO については記録していない。これに対し、JSNA の次回基準改定においては、資金循環統計の見直しと整合的に、2008SNA の勧告に沿った ESO の記録を行うこととしている。ただし、ESO に関する基礎統計は必ずしも十分ではないため、「法人企業統計」(財務省)における「新株予約権」の残高が ESO の残高に等しいと見なした上で、標準的なパターンで ESO の権利付与・行使が行われていると仮定²⁴して、雇用者報酬計上分等を推計する予定である。

なお、現時点の暫定的な試算によれば、ESO の導入によって、雇用者報酬の水準は 0.01~0.02%程度(2007 年~直近)押し上げられる見込みであり、家計貯蓄率への押し上げ効果は僅かと考えられる。

(保証の精緻化)²⁵

2008SNA と 1993SNA との違い

ある債権・債務関係について、債務者が債務不履行に陥った際に、当該債務の肩代りを行う「保証」については、1993SNA では偶発的債務と捉え、金融資産・負債とは認識せず、関連する取引フローについても明示的な取扱いはなかった。一方、2008SNA においては、保証を①金融派生商品の形態をとるもの、②大数の法則が働くような標準化されたもの(定型保証)²⁶、③偶発性が高いもの(個別保証)の3つに分け、②の定型保証については、非生命保険と同様に、産出額や消費(保証サービス(保険サービス)の産出²⁷と消費)、分配取引(純保証料(非生命純保険料)と債務肩代わり(非生命保険金)の経常移転受払)、及び金融面(定型保証支払引当金のフローとストック)の記録を行うこととされている。

²³ 2008SNA において、行使待ち期間における ESO の金融資産・負債としての計上項目については具体的な記述はない。

²⁴ 各種のヒアリングにより、平均的な ESO の行使待ち期間は 2 年、行使可能期間は 3 年という 5 年サイクルの中で、5 つの同質の企業グループによる雇用者への権利付与が 1 年ずつ順繰りに同額行われているという定常状態を仮定することとする。

²⁵ 詳細は、各論編の E04 の項を参照。

²⁶ 個々の債務者の債務不履行の可能性を推定することは不可能であるが、類似する債務をまとめて考えると、そのうちの程度が債務不履行になるかという可能性を推定することが可能となるようなもので、同一の方針に沿って多数発行される保証が該当。

²⁷ 定型保証のサービス産出額は、非生命保険サービスと同様、受取保証料+追加保証料(財産運用純益)-債務肩代わり、により計測される。

JSNA 上の取扱い（現行及び次回基準改定での方針）

現行 JSNA では、基礎統計である「資金循環統計」と同様、定型保証について個別保証と同様、偶発的債務と位置付け、金融面の記録及び分配取引の記録を行っていない。これに対し、JSNA の次回基準改定においては、資金循環統計の見直しと同様、中小企業等の信用保証、住宅ローン保証等を定型保証と位置付け、2008SNA の勧告に沿って保証サービスの産出額や消費、分配取引や定型保証支払引当金の金融フロー、ストックを記録することとする²⁸。住宅ローン保証については、基礎データに制約があることから、一部の保証会社の財務諸表の情報を入手して産出額を推計し、これに、一国全体の住宅ローン残高と一部機関の保証する住宅ローン残高の比を乗じることにより膨らまし推計を行うことを検討する。

なお、次回基準改定で対象とする定型保証のサービス産出額については、需要先としてはそのほとんどが中間消費に回るものであり、GDP 水準への影響はほぼない。

（年金受給権の発生ベースによる記録）²⁹

2008SNA と 1993SNA との違い

雇用に関連した年金制度（社会保障制度以外の企業年金等）について、1993SNA では、積立型の年金制度についてのみ年金基金の運用資産残高を年金基金の「年金準備金」負債残高（家計の同資産残高）として記録するとともに、「雇主の社会負担」には年金制度に関わらず雇主が実際に年金基金に払い込む額を計上することとなっていた。また、年金基金の運用資産からの実際の収益は「保険契約者に帰属する財産所得」として年金基金から家計への支払とされていた。

これに対し 2008SNA では、確定給付型の企業年金等について、企業会計と整合的な形で年金数理的な発生ベースで記録されることとしている。つまり、年金基金の年金受給権負債残高（家計の同資産残高）は雇用者の勤務年数や期待余命等から数理的に計算される額を、雇主の社会負担は雇用者が当該期間に獲得した年金受給権の現在価値の増分（現在勤務増分）をベースとした額³⁰が、それぞれ記録されることとしている。また、年金基金から家計への財産所得の支払は「年金受給権に係る投資所得」として（かつ、同額が家計から年金基金への「家計の追加社会負担」として）、雇用者の年金受給が一期近づくことによる年金受給権の現在価値の増分（過去勤務増分）を記録することとされている。

JSNA 上の取扱い（現行及び次回基準改定での方針）

現行 JSNA の貸借対照表では確定給付型の企業年金等³¹に係る年金受給権残高について

²⁸ 全国信用保証協会の提供する保証サービスの産出額については、脚注 27 の推計方法の場合にはマイナスとなることから、生産費用の合計により計測する方向で検討する。

²⁹ 詳細は、各論編の E15 の項を参照。

³⁰ 正確には、雇主の社会負担＝現在勤務増分＋年金基金による制度の運営費用（年金制度の手数料）－雇用者が自ら払い込む掛金（家計の現実年金負担）として計算され、雇主の社会負担から雇主が実際に年金基金に払い込んだ掛金（雇主の現実社会負担）を控除した額は、「雇主の帰属社会負担」として記録される。

³¹ 我が国の「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号）に基づく企業の財務諸表では、本勧告に関連して、退職給付債務（年金受給権残高に対応）、勤務費用（現在勤務増分に対応）、利息費用（過去勤務増分に対応）等の計数が得られる。会計基準上、これらの計数には、企業年金に係る分に加えて、退職一時金に係る分も合わせて記録されている。

は、基礎統計である「資金循環統計」と整合的に、上場企業分を中心に年金運用資産と、財務諸表から得られる積立不足分の合計が記録され、一部は発生ベースとなっている。一方、所得支出勘定における雇主の社会負担や年金基金から家計への財産所得支払については、1993SNA ベースで、それぞれ雇主による実際の掛金払込額や、年金基金による実際の財産運用収益が記録されている³²。

これに対し、JSNA の次回基準改定においては、2016 年に予定されている「資金循環統計」の見直しと併せ、貸借対照表に記録される**確定給付型の企業年金等に係る年金受給権残高**について、**上場企業中心ではなく一国ベースでの把握**を行う観点から、非上場企業分を含めるための一定の仮定に基づく膨らまし推計を行う予定である。また、所得支出勘定における**雇主の社会負担や年金基金から家計への財産所得支払**についても、**上場企業等の財務諸表をもとに発生ベースの記録**を行うとともに、一国ベースでの捕捉のため年金受給権残高と同様の膨らまし推計を行う予定である。

なお、本勧告に対応する場合、所得支出勘定の各計数に影響を及ぼすことを通じて家計貯蓄率を変化させる要因となる（近年では、貯蓄率を押し下げる要因）。

(加工用財貨、仲介貿易の記録)³³

2008SNA と 1993SNA との違い

2008SNA では、BPM6 と整合的に、所有権移転原則に基づく財貨・サービスの輸出入の記録を徹底することを勧告している。

1993SNA では、所有権移転原則の例外として、財貨の加工に関して、加工の依頼国と加工の請負国の間の財貨の往来について所有権が移転しない場合についても、財貨の輸出入として記録する一方、財貨が国内に入らない形で非居住者から財貨を購入した居住者が他の非居住者に転売することで所有権が移転するような仲介貿易については、財貨の輸出入を記録せず売買差額を居住者によるサービスの輸出と記録していた。

これに対し、2008SNA では、加工用の財貨の所有権は加工依頼国に残り、加工請負国には移転されない場合、加工請負国が加工依頼国から受け取る加工賃のみをサービスの受払として記録することとしている。また、仲介貿易については、居住者による財貨の購入を財貨の負の輸出、財貨の売却を財貨の正の輸出に記録することとしている。

JSNA 上の取扱い（現行及び次回基準改定での方針）

現行 JSNA では、従前の国際収支のマニュアル第 5 版に準拠していた「旧国際収支統計」と同様に、加工用財貨の財貨としての輸出入を記録するとともに、仲介貿易については売買差額をサービスの輸出として扱っている。

これに対し、JSNA の次回基準改定においては、「国際収支統計（BPM6 ベース）」と整合

³² 退職一時金に係る雇主の社会負担に関しては、現行 JSNA では「雇主の帰属社会負担」という形で雇用者報酬の一部として実際の一時金支給額が記録されていた（これとともに、家計は、「帰属社会負担」として同額を雇主企業部門に支払、雇主部門からは「無基金雇用者社会給付」として同額が支払われる扱い）。一方、次回基準改定では、雇用者報酬の一部である雇主の社会負担に含まれる退職一時金分は、発生ベースの勤務費用増分に基づく計数となる（また、家計は、「社会負担」の一部として同額を年金基金に支払、年金基金からは実際の一時金支給額が「その他の社会保険給付」の一部として同額が家計に支払われる扱いとなる）予定。

³³ 詳細は、加工用財貨については各論編の G03 の項を、仲介貿易については G04 の項を参照。

的に、支出側 GDP の内訳としての輸出入について、加工賃の受払をサービス（委託加工サービス）の輸出入に、仲介貿易の売買差額を財貨の輸出に記録する予定である。ただし、財貨・サービス別や経済活動別の推計³⁴においては、基礎資料上の制約があることから、加工用財貨に関する 2008SNA 対応を見送る予定である³⁵。

なお、支出側 GDP の輸出入において、加工用財貨、仲介貿易について 2008SNA への勧告に対応する場合でも、財貨とサービスの間の入り繰りであり、概念上 GDP には影響はない。

（資本サービスの計測）³⁶

2008SNA と 1993SNA との違い

2008SNA では、生産性分析の観点から、1993SNA にはなかった「資本サービス」の概念を新たに導入している。資本サービスとは、生産に使用される非金融資産の各期の生産への貢献分を示すもので、非金融資産の所有者にとっての粗収益、つまり経年減耗による当該期の資産の価値の減少分と、当該期に資産が生み出したリターンの合計である³⁷。2008SNA では、市場生産者に使用される非金融資産の資本サービスを計測し、補足表として示すことを求めている。

JSNA 上の取扱い（現行及び次回基準改定での方針）

JSNA においては次回基準改定に伴う一連の計数表の公表後の然るべき時期を目途として、まずは一国全体の市場生産者の資産別資本サービス量を手始めに、可能な範囲での経済活動別資本サービス量等について、参考系列としての公表を目指すこととする。

（3）各種関連統計の動向と JSNA への反映

JSNA の次回基準改定に当たっては、ベンチマークとして「平成 23 年産業連関表」を取り込むとともに、JSNA に密接に関係する基礎統計である「資金循環統計」（金融フロー、ストック面）、「国際収支統計」（海外フロー面）、「本邦対外資産負債残高」（海外ストック面）について、最新の国際基準である 2008SNA の考え方を踏まえた見直し後の計数をそれぞれ取り込む予定である。以下、それぞれの基礎統計の状況について述べる。

「平成 23 年産業連関表」については、現時点（2014 年 7 月時点）において各府省庁において推計途上にあるが、「平成 23 年産業連関表作成基本要綱」（産業連関部局長会議）にあるとおり、FISIM の導入等には対応している一方、R&D の資本化を含む上記(2)の各事項への対応は行われていない。

「資金循環統計」については、2016 年前半を目途に、2008SNA を踏まえた同統計の見直し

³⁴ 現行 JSNA における付表 1 「財貨・サービスの供給と需要」や主要系列表 3 「経済活動別国内総生産」等。

³⁵ これにより、支出側 GDP（現行 JSNA における主要系列表 1 「国内総生産（支出側）」における輸出入と、現行 JSNA における付表 1 「財貨・サービスの供給と需要」における輸出入には乖離が生じるが、次回基準改定後は、両者の関係を明示的に記録するような表を参考情報として提供することを検討している。詳細は各論編の G03 の項を参照。

³⁶ 詳細は、各論編の D07 の項を参照。

³⁷ 当該資産の価格の変化を考慮しない場合。

が行われる予定である。具体的には、上記(2)に述べたように雇用者ストックオプションや定型保証支払引当金の金融フロー、ストックの記録や、年金受給権について金融ストック、フローでの発生ベースでの記録を行うとともに、金融機関の内訳部門や金融資産・負債の項目について、2008SNA に沿った分類が採用される予定となっている³⁸。JSNA の次回基準改定においては、金融フロー、ストックの推計において、原則として見直し後の資金循環統計の計数を取り込む予定である。

「国際収支統計」については、既に2014年1月分(2014年3月公表)から国際収支の最新の国際基準であるBPM6に準拠しており、「本邦対外資産負債残高」についても2014年末分(2015年5月公表予定)からBPM6に準拠する予定である³⁹。BPM6と2008SNAは互いに整合的なものとなっており、JSNAの次回基準改定の海外勘定においては、上記(2)のとおり、原則として、この「国際収支統計(BPM6ベース)」等を反映する予定である。ただし、これまでと同様、「国際収支統計」とJSNAの間では若干の概念の相違があることから、海外勘定の推計においては、「国際収支統計」の計数を組み替える予定である。

(4) 将来に向けた課題

以上のように、JSNAの次回基準改定においては、R&Dの資本化をはじめ、2008SNAの主要な項目に対応することを予定している一方、基礎資料の制約等から対応が困難な事項もある。例えば、非住宅建物に係る不動産仲介手数料等の所有権移転費用の資本化を見送る、あるいは加工用財貨に係る勧告について産出・中間投入への反映を見送る等があるが、このほかには主として以下のような事項がある。

第一に、経済的所有権に基づくリースの区分である⁴⁰。2008SNAでは、1993SNAで導入されたフィナンシャル・リース(FL)とオペレーティング・リース(OL)の区分の基準を明確化している。一方、JSNAの非金融面では、物品賃貸に係る各種基礎統計においてFLとOLの区分がなされていないという制約があることから、対応が困難な状況となっている⁴¹。

第二に、貸借対照表における土地改良の扱いである⁴²。2008SNAでは、土地改良の価値を、非生産資産である改良前の土地の価値と分離できる場合には、貸借対照表上、前者を生産資産たる固定資産の内訳項目として扱うことを勧告している。JSNAの場合、2008SNAの土地改良に該当するのは土地造成であり、分譲用地がその大宗と考えられるが、ストックの記録上、土地造成分の価値を制度部門別、経済活動別に分割するための基礎資料がないことから、

³⁸ 詳細は、「2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直し方針—ご意見のお願い—」(2013年10月日本銀行)、「2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」(2014年6月日本銀行)を参照。上記のほか、投資信託の留保利益について、投資者部門から投資信託部門に再投資されたものと扱う等の変更も行われる予定。

³⁹ 詳細は、「国際収支関連統計の見直しについて」(2013年日本銀行)等を参照。加工用財貨等に関する所有権移転原則の徹底のほか、BPM6への対応として、金融サービスにおけるFISIMや、債券売買にかかる売買スプレッド(ディーラー・マージン)の導入等が行われている。

⁴⁰ 詳細は、各論編のE14の項を参照。2008SNAの勧告では、資産の借り手である賃借人が経済的所有権を持つ場合をフィナンシャル・リースとし、リース資産は賃借人の貸借対照表に計上されるとともに、それに対応する貸付が貸借人の金融資産、賃借人の負債に計上され、リース料は利子の受払及び元本の返済として記録される。一方、賃借人が経済的所有権を持つ場合をオペレーティング・リースとし、リース資産は貸借人の貸借対照表に計上されるとともに、リース料はサービスの受払として記録される。

⁴¹ 現行JSNAの金融面では、基礎統計である資金循環統計と整合的に、フィナンシャル・リースを金融取引として扱っており、2008SNAの考え方に対応している。

⁴² 詳細は、各論編のD10の項を参照。

対応を見送る予定である⁴³。

3 次回基準改定に係るその他の重要事項の検討状況

上述1のとおり、内閣府においては、JSNA 研究会での議論を通じ、2016 年中を目途とする次回基準改定に向け、2008SNA への対応以外にも基本計画を踏まえた検討を行っている。これらは、JSNA の体系そのものに関わるものというよりは、推計方法の変更を通じた精度改善に関するものや、次回基準改定と同時ではなく同改定後のできるだけ早いタイミングでの導入を目指しているものであり、以下に概略を述べる。

(1)供給・使用表の枠組み等を活用した推計精度の向上⁴⁴

現行 JSNA では、概念的には一致する生産側 GDP と支出側 GDP について、それぞれ推計方法や基礎統計の違いから「統計上の不突合」が生じている。こうした統計上の不突合の要因としては、第一に、一方で「国際収支統計」との整合性を重視した支出側 GDP の内訳としての財貨・サービスの輸出マイナス輸入（純輸出）と、他方で財貨・サービス別に供給と需要を推計する必要があるコモディティ・フロー法において、「国際収支統計」に加え貿易統計等を用いて記録する純輸出の計数が一致していないことがある。また第二に、支出側 GDP における国内家計最終消費支出や総資本形成を導出するコモディティ・フロー法から推計される中間需要と、生産側 GDP の推計で用いられる付加価値法から推計される中間投入との間に乖離が生じていることがある。

JSNA の次回基準改定においては、第一の純輸出の計数の乖離という問題について、2008SNA への対応や「国際収支統計（BPM6 ベース）」の取込みを図る中で、可能な限り、支出側 GDP の内訳としての純輸出と、財貨・サービスの供給と需要における純輸出の乖離を縮減させ、両者の整合性を向上させることを検討する。

また、第二の要因である中間需要と中間投入の乖離という点については、JSNA の次回基準改定において、供給・使用表（SUT）の枠組みを活用する下で、その縮減のための調整を行う方向で検討する⁴⁵。

(2)生産面、分配面の四半期推計の開発

現行 JSNA において推計・公表している四半期別 GDP 速報（QE）の範囲は、支出側 GDP 及びその内訳項目、国内／国民総所得（GDI／GNI）、雇用者報酬であり、生産・分配面の情報を体系的な形では推計・公表していない。他方、多くの主要先進国では、四半期速報として、三面（生産面・分配面・支出面）からの GDP や、重要な経済指標である家計貯蓄率等が作成・公表されており、我が国でも統計ユーザーのニーズが小さくないと考えられる。

⁴³ なお、JSNA では、現行から引き続き、フロー面では土地改良を総固定資本形成として扱う。また、2008SNA では、土地改良の範囲が明確化されており、次回基準改定においてはこの定義範囲に沿った記録を行う予定。

⁴⁴ 詳細は、各論編の「供給・使用表（SUT）の枠組みの活用を中心とした JSNA の推計精度向上に向けて」と「JSNA 内における純輸出計数の整合性の向上に向けて」の項を参照。

⁴⁵ こうした調整を行う対象年次のあり方については引き続き、次回基準改定に向けて検討する。

こうした背景の下、内閣府においては、生産側については GDP（経済活動別付加価値）、分配側については雇用者報酬以外の GDP 構成項目、家計可処分所得や家計貯蓄率について、四半期速報値の開発に取り組んでいるところであり、次回基準改定の後、できるだけ早いタイミングで参考系列として公表することを目指す。表章系列のあり方については、経済指標としての性格、統計ユーザーのニーズ、推計の精度、主要諸外国の状況等を踏まえて引き続き検討していくが、生産側については実質・季節調整済系列、分配側については名目・季節調整済系列を中心とする。

(3)その他の事項

① 建設部門の産出額の推計方法の見直し⁴⁶

財貨・サービスのうち、建設部門の産出額の推計については、現行 JSNA では、基準年は、出来高ベースの基礎統計から推計される産業連関表に基づく一方、延長年については、建設部門の雇用者報酬や資材投入等生産費用の合計を計算し、それにより基準年の計数から延長推計している（いわゆる建設コモディティ・フロー法）。ただし、こうしたインプット型の延長推計値については、事後的に判明する次の基準年の産業連関表の計数と乖離し、基準改定ごとに建設部門の産出額が大きく改定される傾向がある。

このため、次回基準改定の建設産出額の延長年推計については、現行のインプット型を取り止め、産業連関表と統合的な出来高ベースの基礎統計に基づく推計方法を採用する予定としている。これにより、現行の手法で見られた基準年ごとの建設産出額の大幅な改定は抑制されるものと期待される。

② 労働時間統計の拡充⁴⁷

2008SNA や 1993SNA においては、生産性の計測の観点から、労働投入量の捕捉が重要とし、その一つの指標として実労働時間の推計・公表が推奨されている。現行 JSNA においても、労働投入に関しては、仕事ベース⁴⁸の就業者数と雇用者数に加えて、仕事ベースの雇用者 1 人当たりの年間実労働時間を推計・公表しているが、基礎統計の制約から自営業主等を含む「就業者」一人当たりの年間実労働時間（仕事ベース）は推計の対象としていない。これに対し、内閣府では、生産性分析に係るニーズも踏まえ、各種の基礎統計から一定の仮定を置くことにより、自営業主等を含む就業者の仕事ベースの年間実労働時間を推計することを検討しており、次回基準改定の後、できるだけ早期に参考系列として公表していくことを目指すこととしている。

⁴⁶ 詳細は、各論編の「建設コモディティ・フロー法の見直しについて」の項を参照。

⁴⁷ 詳細は、各論編の「JSNA における労働時間統計の拡充に向けて」の項を参照。

⁴⁸ ここで「仕事ベース」とは、労働者が副業を行っている場合、本業、副業をそれぞれ 1 人とカウントすることを指す（一方、「人ベース」では本業、副業を合わせて 1 人とカウント）。